三浦市公共下水道(東部処理区) 運営事業

要 求 水 準 書(案)

令和3年7月30日

三浦市



第	1		総則	1
	1	本	書の位置付け	1
	2	用	語の定義	2
	3	事	業概要	3
	(1)	事業名称	3
	(2)	対象区域	3
	(3)	対象施設	3
	(4)	対象施設の概要	3
	(5)	事業方式	4
	(6)	事業の範囲	4
	(7)	対象工種	6
	(8)	関係法令	6
第	2		経営に関する要求	7
	1	経	営計画書の作成	7
	(1)	長期経営計画書に関する事項	7
	(2)	中期経営計画書に関する事項	7
	(3)	年度経営計画書に関する事項	7
	2	実	施体制の確保	8
	3	財	務管理	8
	4	内	部統制	8
	5	情	報開示	8
	6	委	託等	9
	7	利	用料金の収受	9
	8	モ	ニタリング	9
	(1)	モニタリング体制	9
	9	危	機管理及び技術管理1	0
	(1)	危機管理1	0
	(2)	技術管理1	0
	1 (C	環境対策及び地域貢献1	1
	(1)	環境対策1	1
	(2)	地域経済に関する事項1	1
	(3)	地域住民等とのコミュニケーションに関する要求1	1
	1	1	個人情報保護に関する要求1	2
	1 2	2	その他必要な事項1	2
第	3		各種計画支援に関する要求1	3
	1	ス	トックマネジメントに係る検討に関する要求1	3

	(1	ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	13
	(2	改築計画の見直しに関する要求	14
	(3	改築計画作成に当たっての留意事項	15
	2	下水道事業計画変更案の作成に関する要求	15
	3	アクションプラン変更案の作成に関する要求	15
第	4	処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	17
	1	5水処理に関する要求	17
	2	汚泥処理に関する要求	17
	(1	汚泥処理方式	17
	(2	汚泥搬出に関する要求	17
	3	管路施設に関する要求	18
	4	公害防止に関する要求	18
	(1	騒音規制に関する要求	18
	(2	悪臭規制に関する要求	18
	5	耐震基準に関する要求	19
	6	軍営に当たり取得したデータの取り扱いに関する要求	19
	7	事業終了時に求める施設状況に関する要求	19
第	5	処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に係る企画・調整・実施に関する要求	20
	1	女築全般に関する要求	20
	(1	基本的事項	20
	2	女築費用に関する基本的事項	22
	(1	総価契約単価合意方式	22
	(2	契約後VE方式	24
	3	女築工事に関する要求	24
	(1	工事計画書の作成、市への提出	24
	(2	詳細調査の実施	25
	(3	設計に関する事項	25
	(4	積算に関する事項	26
	(5	設計に関する提出書類	27
	(6	工事業務	27
	4	その他	29
	(1	既存施設の解体撤去に関する事項	29
	(2	国交付金交付要綱に関する事項	29
	(3	会計実地検査等に関する事項	29
	(4	工事実績データに関する事項	29
第	6	処理場・ポンプ場の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求	30
	1	推持管理全般に関する要求	30
	(1	基本的事項	30

	(2)	業務内容	.31
	(3)	放流水質基準	.31
	(4)	維持管理上の留意事項	.32
	2	維	持管理計画書に関する事項	32
	(1)	長期維持管理計画書	.32
	(2)	中期維持管理計画書	.33
	(3)	年度維持管理計画書	.33
	(4)	月間維持管理計画書	.33
	3	維	持管理報告書の概要	33
	4	処:	理場・ポンプ場における運転管理に関する事項	34
	(1)	維持管理計画の策定・実行	.34
	(2)	維持管理計画における水質管理に関する事項の記述	.34
	(3)	維持管理計画における汚泥処理に関する事項の記述	.36
	(4)	エネルギー管理に関する事項の記述	.36
	(5)	リスク管理に関する事項の記述	.37
	(6)	安全衛生管理	.38
	5	処:	理場・ポンプ場における保全管理に関する事項	38
	(1)	保守点検計画に関する事項	.38
	(2)	点検・調査に関する事項	.39
	(3)	修繕に関する事項	.39
	(4)	物品等の調達・管理に関する事項	.40
	(5)	外構(植栽を含む)の維持管理に関する事項	.40
	(6)	緊急時及び災害対応等業務	.40
	6	そ	の他	40
	(1)	電気工作物に関する事項	.40
	(2)	施設情報管理に関する事項	.40
第	7		管路施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求	41
	1	維	持管理全般に関する要求	41
	(1)	基本的事項	.41
	(2)	業務内容	.41
	2	維	持管理計画書に関する事項	42
	(1)	長期維持管理計画書	.42
	(2)	中期維持管理計画書	.42
	(3)	年度維持管理計画書	.42
	(4)	月間維持管理計画書	.42
	3	管!	路施設の維持管理に関する事項	43
	(1)	保守点検	.43
	(2)	点検・調査に関する事項	.43

(2) アウルゼ、竺畑に関わて市店	4.4
(3) エネルギー管理に関する事項	
(4) リスク管理に関する事項	44
(5) 修繕に関する事項	45
(6) 緊急時及び災害対応等業務	45
(7) 安全管理	45
4 住民対応業務に関する事項	47
5 その他	47
(1) 施設情報管理に関する事項	47
(2) 物品等の調達・管理に関する事項	47
第8 管路施設の増築に関する要求	48
1 管路施設の増築に関する要求水準	48
(1) 事業範囲	48
(2) 詳細設計に関する事項	48
第9 契約終了時の措置	49
1 施設機能確認に関する事項	49
2 引継に関する事項	49
3 その他	50
別紙 1 施設概要	51
別紙 2 関係法令	57
別紙3 健全度調査要領及び評価基準	59
別紙4 改築の実施時期と費用	64
別紙 5 処分制限期間及び標準耐用年数	68
別紙6 水質分析及び環境計測基準等	75
別紙7 ストックマネジメントにおける点検・調査計画の方針	82
別紙8 資産の管理方法区分(予防保全・事後保全)	84
参考資料 ストックマネジメントに基づく長期見通し	

第1 総則

1 本書の位置付け

優れた技術提案を作成されたい。

本要求水準書は、市が「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」(以下「本事業」という。)の実施に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき本事業を実施する者として選定された者(以下「運営権者」という。)に要求する業務の水準を示すものである。個々の設備等に関する要求は、運営権者の自由な提案・創意工夫を十分に活かすため、仕様的表現を極力避けており、運営権者は本施設の目的及び各要求の意図を十分汲み取り、

2 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、表 1-1のとおりとする。

表 1-1 用語の定義

	な 「 」 川品のた我
用語	定義
経営	経営計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、市民か
	らの苦情等の受付、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
増築	既存管路施設の延伸を行うこと。
改築	更新、長寿命化対策及び附設の総称。
更新工事	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備並びに幹線管きょ、枝
	線管きょ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます
	及び取付管の設備について、各々の全部を取り換えること。
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設の一部を活かしながら部分的
対策	に新しくすること。
附設	附帯提案事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕及び維持の総称。
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用
	年数を確保すること。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事
	実行為で工事を伴わないもの。
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、
	結論を得ること。
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差
	し出すこと。
実施確認	契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について
	契約図書との適合を確かめること。
構成員	複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)の一員
THIPAQ	のこと。代表企業、構成企業及び協力企業で構成される。
	構成員のうち、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資
構成企業	して、本普通株式(実施契約書(案)に定める本普通株式をいう。)すべての割当
	てを受けるもの。出資者中最大の出資割合を負担するものを代表企業とする。
協力企業	構成員のうち、SPCに出資しないもの。
委託等	本事業を実施する特別目的会社(SPC)が業務を応募企業、応募グループを構
	成する企業(以下「構成員」という。)等に委託又は請負わせること。
再委託等	本事業を実施する特別目的会社(SPC)から委託等を受けた応募企業・構成員
	等が応募企業、構成員以外のものに業務の一部を委託又は請負わせること。
工事監督	会計法第29条の11第1項及び下水道法施行令第15条の定めに準拠し、運営権
	者が工事又は製造その他(又はこれに準ずるもの)の履行の適正を確保するため
	に行う監督行為。

3 事業概要

(1) 事業名称

三浦市公共下水道 (東部処理区) 運営事業

(2) 対象区域

三浦市公共下水道事業計画区域(東部処理区)の総体

(3) 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 処理場 (東部浄化センター)

イ ポンプ場(金田中継センター)

ウ 管路施設(幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)

上記アからウに記載の施設(以下「対象施設」という。)の所在地を表 1-2に示す。

対象施設所在地東部浄化センター三浦市南下浦町金田 2736 番地 5金田中継センター三浦市南下浦町金田 206 番地 8管路施設東部処理区全域

表 1-2 対象施設の所在地

(4)対象施設の概要

ア 処理場 (東部浄化センター)

· 供用開始 : 平成 10 年 8 月

· 処理方式 : 水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮—脱水

別紙1に当該施設の所在地を示す。

· 処理能力 : 全体計画…14,700 m³/日

・現況 : 8,050 m³/日(令和元年度末)

・水処理系列数:全体計画…3系列(6池)

・現況 : 1.5系列(3池)(令和元年度末)

イ ポンプ場 (金田中継センター)

· 供用開始 : 平成 10 年 8 月

・種類別 : 汚水中継ポンプ場

· 揚水能力 : 全体計画…18.0 m³/分

・事業計画 : 12.0 m³/分

ウ 管路施設(幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール(マンホー

ル蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)

・全体延長 : 58,165 m

・うち幹線管きょ延長:8,496 m

※施設概要を別紙1に示す。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法第16条により公共施設等運営権の設定を受けた、運営権者が、 公共施設等の管理者である市との間で公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」と いう。)を締結し、公共施設等について運営等を行う公共施設等運営事業(コンセッション方式)とする。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとし、本事業に係る権限の帰属と費用負担を表 1-3に示すとおりとする。

なお、運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、応募企業、構成員以外の者に 委託等はできない。ただし、各業務の工事監督に係る部分を除き、SPC から委託等を受 けた応募企業が応募企業以外の者へ、応募グループにあっては構成員が構成員以外の者 へ再委託等することを妨げるものではない。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本事業において、運営権者が必ず実施することとする事業の ことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりである。

(ア)経営に関する業務

- ・経営計画書の作成
- ・実施体制の確保
- 財務管理
- 内部統制
- •情報開示
- 委託等
- ・利用料金の収受
- モニタリング
- 危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献
- 個人情報保護に関する事項
- その他必要な事項

(イ) 各種計画支援に関する業務

- ストックマネジメントに係る検討
- ・下水道事業計画変更案の作成※

- ・アクションプラン変更案の作成※
- ※本変更案の作成とは、市が事実行為として当該資料の作成をゆだねるものであり、下水道法第4条に規定される公共下水道管理者に求める事業計画等を定める法律行為を運営権者にゆだねるものではない(以降同様)。
- (ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務
 - a 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築
 - 更新工事
 - 長寿命化対策
 - 附設
 - b 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理
 - 修繕
 - 維持
 - c 管路施設の増築
 - 延伸

イ 附帯提案事業

既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に 行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業で あること。

ウ 任意事業

本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、 構成員(協力企業を除く)自らの負担で行う独立採算の事業で、公序良俗に反し ないものであること。

表 1-3 本事業に係る権限の帰属と費用負担

項目	主たる事業	附带提案事業	任意事業
運営権	範囲内	範囲内	範囲外
施設所有権	市	市	
経営に関する業務費負担	運営権者	運営権者	
・各種計画支援に関する業務費負担・対象施設の改築・増築に関する 業務費負担	市	市	運営権者又は応募 企業・構成員(協 力企業を除く)※
維持管理に関する業務費負担	運営権者	運営権者	

[※]運営権設定の対象となる施設に係る所有権を除く。

(7) 対象工種

主たる事業を行うに当たり想定される工種は表 1-4のとおりである。

表 1-4 対象施設の工種区分

		土	木	建	築	建築	4_4 554	最后
対象施設	業務範囲	ή ι:	17-L- A	ρ: /- .	仕上	附帯	機械	電気
		躯体	防食	躯体	防食	設備	設備	設備
処理場・ポンプ場	維持管理業務	0	0	0	0	0	0	0
	改築業務	×	0	×	0	0	0	0
管路施設	維持管理業務							
	改築業務	0	0	_	_	_	\circ	0
	増築業務							

○: 実施対象施設×: 実施対象外施設一: 非保有施設

(8) 関係法令

運営権者は、本事業の実施に当たり、別紙2に記載する法令はもとより、事業実施に 伴い関係する各種法令を遵守し行うこと。

第2 経営に関する要求

1 経営計画書の作成

運営権者は、主たる事業、附帯提案事業及び任意事業に関し、表 2-1に示す計画書を作成し、市に提出すること。また、表 2-1に定めるものの外、別途、市が記載を求めた事項についても当該計画書に記載すること。なお、各計画書の詳細内容については、市と協議の上、決定する。

表 2-1 計画書一覧

計画書の名称	内 容
長期経営計画書	本事業期間(20年間)を通じた経営、改築及び維持管理に対する計画。
中期経営計画書	5年間の経営、改築及び維持管理に対する計画。
年度経営計画書	当該年度における経営、改築、維持管理及び増築に対する計画。

(1)長期経営計画書に関する事項

運営権者は、技術提案を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針 等を含む 20 年間の事業期間全体を俯瞰した、経営、改築及び維持管理に関する計画、 地域貢献に関する基本方針を作成すること。

(2) 中期経営計画書に関する事項

運営権者は、長期経営計画を踏まえ、マイルストーンとして5年毎に経営、改築及び 維持管理に関し、以下の内容を含む計画を作成すること。

経営 5年間の運営体制、収支計画及びその他経営上の重要事項。

改築 改築計画における主要事項。

維持管理 年度維持管理計画書及び月間維持管理計画書の主要事項。

(3) 年度経営計画書に関する事項

運営権者は、長期経営計画、中期経営計画を実現するに当たり、より具体的に当該年 度毎に経営、改築、維持管理及び増築に関し、以下の内容を含む計画を作成すること。

経営当該事業年度の「運営体制」、「必要とする技術者要件と配置予定」、「委

託等の計画」、「収支計画」及び「環境対策及び地域貢献に関する計画」 に関する主要な事項。その他、運営権者自らが事業実施に当たって重

要と考える事項。

改築 改築計画のうち、当該年度に行う工事に関する主要な事項。

維持管理 年間維持管理計画書に関する主要な事項。

増築 第8に示す管路施設の増築を行うに当たり、中期経営計画をもとに市

と協議のうえ単年度の増築計画の取りまとめた事項。

※なお、管路の増築については、公道及び私道内の延伸を想定しているが、住民の要望を受け実施することを踏まえ、上記各計画へ反映させること。

2 実施体制の確保

運営権者は、事業期間を通じてア〜エに掲げる事項を満たす、適正かつ確実に事業を遂 行できる体制を設けること。

- ア 本事業の業務内容を細分化し、各業務に対する責任の所在を明確にすること。
- イ 各業務の責任については、当該業務に付随するリスクを最もコントロールしう る者が負うものとし、責任分界点を明確にし、適切なリスク分担となるように すること。
- ウ 各業務の遂行に適した能力・経験を有する者が当該業務を実施するよう体制を 確保すること。
- エ 業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法の明確化と、確 実かつ機能的な実施体制を確保すること。

3 財務管理

運営権者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ア 事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- イ 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。
- ウ 財務状況の健全性を把握するに当たり、本事業の実情に応じた財務指標を選択 し、KPIとして管理の適正化を図ること。

4 内部統制

運営権者は、内部統制の体制と方法を定め、倫理行動基準、情報セキュリティの確保、 内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能 させること。

5 情報開示

運営権者は、下水道事業は市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、 市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に開示し、経営の透明性の確保に努め、 以下に掲げる事項を満たすこと。

- ア 開示する情報は、経営方針、経営計画、財務内容、事業内容などの経営情報で、 積極的な開示に努めること。
- イ 情報開示の方法は、インターネットや印刷物等を用い、より広く、継続的で、 分かりやすい開示に努めること。

6 委託等

運営権者は、実施契約書に委託禁止業務として定められた業務を除き、委託等を行うことができる。委託等を行う場合には、以下に掲げる事項を満たすこと。

- ア 本事業に係る契約の相手方となる者が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることを確認すること。
- イ 契約時において、三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成7年4月1日施行)に基づく入札参加停止中でないこと。また、三浦市暴力団排除条例に基づく入札排除期間中でないことを確認すること。
- ウ 本事業に係る契約の相手方となる者が以下に定める届出の義務のいずれかを履 行していない者でないことを確認すること(当該届出の義務がない者を除く)。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出義務
- エ 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努力すること。
- オ 運営権者は、原則、応募企業、構成員に委託等を実施すること。
- カ 応募企業、構成員が業務にあたらない場合、応募企業、構成員以外の企業に委 託等することは可能とするが市の承諾を得ること。
- キ 業務の実施に当たっては、委託等を受けた者と十分な調整を図るとともに、本 事業を実施するに当たり委託等の契約を締結した者を適切に管理すること。
- ク 委託等を行う場合には、改築に関しては、契約書の写し及び施工計画書を、維持管理に関しては当該月の月間維持管理計画書を市に提出すること。

7 利用料金の収受

運営権者が収受する利用料金については、三浦市が使用料と併せ利用料を収受し、利用料金設定割合に応じ運営権者に引渡しを行うことから、利用料金の振込先となる専用口座を設けること。

8 モニタリング

(1) モニタリング体制

要求水準の確保を図るため、本事業のモニタリングは、以下に示す「運営権者によるセルフモニタリング」、「市によるモニタリング」で構成する。

なお、詳細は、別途市が定める「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業モニタリング基本計画書」のとおりである。

ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが事業全体に対し責任を持つものとし、モニタリングを実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも可能とする。

イ 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果について、書面又は会議体による報告に対し、市又は市が指定した者を介し実施することを基本とする。実施に当たっては、市が必要と判断した場合、市は市が指定した者と共に現地の確認を行う場合がある。

9 危機管理及び技術管理

(1) 危機管理

運営権者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、 緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考 慮し、適切な対応を行うこと。

ア 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより故障等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

イ 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、市の業務継続計画(Business Continuit y Plan、以下「BCP」という。)を踏まえ、運営権者自らが予めBCPを 作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、適切 な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

- ウ 各事態を想定した訓練の実施
 - 緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。
- エ 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象についても現場情報 及び保有する技術知見を活かし対応すること。

(2)技術管理

運営権者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ア 適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労 働者等の育成及び確保を図ること。
- イ 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、 継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質 を確保すること。
- ウ 委託等をする場合は、当該業務の実施に当たり法令上求められる要件及び市が 別途定める要件はもとより、運営権者自らが必要と考える実施要件を定め、こ れを達成可能な適切な者に業務を行わせること。

10 環境対策及び地域貢献

(1)環境対策

運営権者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- ・省エネルギー技術導入及び効率的な維持管理による対象施設全体での 温室効果ガス排出量の削減
- リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進
- ・ 悪臭等施設周辺の環境対策
- ・施設への出入車輌の交通安全対策の実施
- ・振動・騒音等への配慮
- ・周辺環境・景観への配慮
- ・ 電波障害に係る対策

(2) 地域経済に関する事項

運営権者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め長期経営計画書に記載すること。また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年度経営計画書に盛り込み、市に提出すること。

- ・地域との連携や協働による事業展開
- ・地元企業等との連携・協力
- ・地元発注、地域住民の雇用
- ・地域活性化につながる事業展開

(3)地域住民等とのコミュニケーションに関する要求

運営権者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域住民等とのコミュニケーションを図ること。

ア 広報活動に関する要求

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解して もらうため、年1回以上広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画とし て年度経営計画書に記載すること。

イ 見学者等の対応

市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行うこと。見学者の受け入れに当たっては、特別な事由による場合を除き原則対応すること。

ウ 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、報告書(要望・苦情・相談)にて速やかに市に報告すること。

11 個人情報保護に関する要求

運営権者は、個人情報の保護に関する法律及び三浦市個人情報保護条例に準拠し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めること。

12 その他必要な事項

運営権者は、第三者賠償責任保険はもとより本事業を実施するに当たり、実施契約書に定めるリスク分担を負担する上で、運営権者自らが必要と考える保険への加入を行うこと。

第3 各種計画支援に関する要求

1 ストックマネジメントに係る検討に関する要求

運営権者は、以下の考え方を基本とし、民間事業者が有する技術的知見をもとに、表 3-1 に示す検討対象に対し、手法及び頻度を含め検討を行うこと。

運営権者は、当該検討を行うに当たり、市と協議の上、市の実情を踏まえ行うこと。

表 3-1 ストックマネジメントに係る検討対象範囲

検討項目	管路施設	 処理場・ポンプ場 	備考
①施設情報の収集・整理	×	×	
②リスク評価	×	×	
③施設管理の目標設定	×	×	
④長期的な改築事業のシナリオ設定	×	×	
⑤点検・調査計画の策定	0	0	
⑥点検・調査の実施	0	0	
⑦修繕・改築計画の策定	0	0	

凡例: ○ 事業の要求対象 × 本事業の要求対象外

(1) ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準

市は、安定した汚水処理機能を維持することを目的に、ストックマネジメントに係る 検討を行ううえで、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能が発揮出来な い状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態にならないこと」としている。 運営権者は、別紙3の健全度の指標をもとに、上記に掲げる水準を維持すること。

運営権者は、中長期的な視点に立ち、処理場、ポンプ場、管路施設の点検・調査、改築の実施によってもたらされる改善効果を把握するため、健全度及び緊急度の推移を市に報告すること。

また、管路施設おいては、事業期間中に表 3-2に示す点検調査を実施し、改築計画の見直しを図ること。なお、実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。

表 3-2 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	全体実施数量 (20 年間)	備考
E+4 (1 71)	人孔蓋点検	約 380基	
点検(人孔) 	人孔目視点検工	約 4700基	
点検 (塩ビ管)	管口カメラ	約 1500基	
スクリーニング調査	簡易カメラ	約 27 km	φ 450 mm以下
(幹線管きよ、腐食環	簡易カメラ	約 9km	ϕ 500 mm \sim ϕ 700 mm
境下、老朽化進行のヒ	簡易カメラ	約 7km	φ800 mm以上
ューム管ブロック)	管口目視	約 60基	φ800 mm以上
取付管調査	取付管カメラ調査	約 4,000基	

[※]改築に必要となる設計、維持管理業務については、別途、表 5-2及び表 7-1に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

- ※点検の頻度は以下のとおりとする。
 - ・腐食環境下においては、5年に1回点検を行う。
 - ・ヒューム管主体のブロックにおいては、7~8年に1回点検を行う。
 - ・その他管種主体のブロックにおいては、15年に1回点検を行う。

(2) 改築計画の見直しに関する要求

運営権者は、ストックマネジメントに係る検討を行うにあたり、施設の健全性、対象施設の工事費用、施工時期の平準化を確保した上で、改築計画を見直すことができる。ただし、当該事業費が、別途、(a) 市が示す PFI-LCC の予測金額を超えないこと、(b) 事業者選定時に運営権者から提案のあった事業総額(20 か年)、及び(c)5 年毎の事業総額の範囲であることを前提とする。

運営権者は、以下に掲げる改築に係る計画を市に示すものとして、以下に留意のうえ、 中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること。

なお、現在市が想定する、機械設備、電気設備、土木・建築の改築方針は別紙 4 に示すとおりである。

ア 中期構想に関する要求

運営権者は、応募時の改築に関する提案内容を反映した、令和5年度から令和24年度の事業期間における改築に係る構想として、中期構想を市に提出すること。

イ 改築計画に関する要求

運営権者は、第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし、第 2期以降については、運営権者の応募時提案に基づき改築計画の見直しを適宜行い市に提出すること。 第1期 改築計画 (令和 2年度 から 令和 6年度) 第2期 改築計画 (令和 7年度 から 令和 11年度) 第3期 改築計画 (令和 12年度 から 令和 16年度) 第4期 改築計画 (令和 17年度 から 令和 21年度) 第5期 改築計画 (令和 22年度 から 令和 26年度)

ウ データの更新

運営権者は、本業務において実施した各種点検・調査結果をもとに、ストックマネジメントに係るデータの更新を行うこと。

エ 改築計画の実施フロー

改築計画に係る各種協定及び申請等の諸手続きは、実施契約書の定めを前提と するが、改築計画実施におけるフローを図 3-1に示す。

(3) 改築計画作成に当たっての留意事項

本事業における施設等は、当初の設置時点から処分制限期間以上の使用を原則とし、 所定の耐用年数以上の使用のうえ、必要に応じ長寿命化対策又は更新工事による改築計 画を作成すること。

また、改築した施設に関する以下の事項を踏まえ、改築計画を作成すること。なお、 処分制限期間及び標準耐用年数表については別紙5のとおりとする。

- ア 改築(長寿命化対策)を実施した施設等は、対策実施時点から数えて処分制限 期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上 使用すること。
- イ 改築(更新工事)を実施した施設等は、更新実施時点から数えて標準耐用年数 以上使用すること。

2 下水道事業計画変更案の作成に関する要求

運営権者は、市が事業計画の変更を予定している令和9年度、令和14年度及び令和19年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出すること。事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映すること。

3 アクションプラン変更案の作成に関する要求

運営権者は、市が三浦市汚水処理施設整備構想(アクションプラン)の変更を予定している令和9年度及び令和19年度の前年度末までに変更案を作成し、市に提出すること。作成に当たっては、既存の処理形態を踏まえ、処理区域の検討、改築・運営の管理方法の検討、整備構想の変更案等について検討すること。

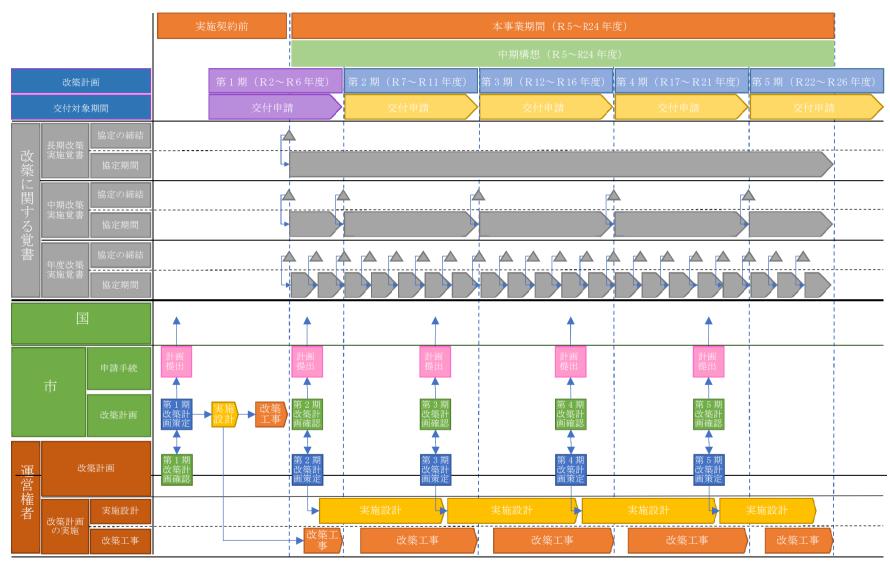


図 3-1 改築計画変更に係るフロー(概要)

第4 処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求

1 汚水処理に関する要求

運営権者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、東部浄化センターの放流水質について、表 4-1に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。なお、全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるので、運営権者自らが考え処理の工夫を図ること。

法令上の制約 下水道事業 項目 (単位) 要求水準 計画値 根拠法令 基準値 下水道法施行令(第6条) 6.0~8.0 5.8~8.6 рΗ 15.0以下 下水道法施行令(第 6 条) BOD(mg/1)15.0以下 15 25 (20) **1, **2 水質汚濁防止法 (mg/1)15.0以下 COD下水道法施行令(第6条) (mg/1)40*2 SS10.0以下 (mg/1)20.0以下 30**2 水質汚濁防止法 全窒素 20.0以下 (mg/1)3以下 $4^{\frac{2}{2}}$ 水質汚濁防止法 全燐 2以下 下水道法施行令(第6条) 大腸菌群数 (個/m1) 30 以下 3,000

表 4-1 放流水質基準

2 汚泥処理に関する要求

(1) 汚泥処理方式

汚泥処理方式は濃縮・脱水とする。

(2) 汚泥搬出に関する要求

運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、 当該企業に排出汚泥を処理させること。なお、当該企業への排出に当たっては、表 4-2 の要求水準を満たすこと。汚泥、沈砂、し渣の運搬は、午前4時から午前5時までに処 理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とする。ただし、当該企業がメンテナ ンス等により受入れが困難な場合(年間1日程度の終日受入停止)は、運営権者自らが 排出先を確保し処理させること。

表 4-2 排出汚泥の要求水準

項目	要求水準
含水率	80%以下

^{※1()}内は、日平均を示す。

^{※2 「}神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条 第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく、上乗せ基準値を記載。

3 管路施設に関する要求

運営権者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

4 公害防止に関する要求

運営権者は、東部浄化センター及び金田中継センターにおける業務実施に当たり、以下 に掲げる次項を満たすこと。

(1) 騒音規制に関する要求

運営権者は、本事業に係る全般において、表 4-3に掲げる「神奈川県生活環境の保 全等に関する条例施行規則別表第11に規定する規制基準」を遵守すること。

人 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
時刻	規制基準			
午前8時から午後6時まで	55 dB			
午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	50 dB			
午後 11 時から午前 6 時まで	45 dB			

表 4-3 騒音規制基準

(2)悪臭規制に関する要求

運営権者は、本事業に係る全般において、表 4-4に掲げる「悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等(平成 15 年神奈川県告示第 623 号)に規定する規制基準」を遵守すること。

我 · · 心天然间至十				
測定箇所	規制基準			
敷地境界線上における規制基準	臭気指数 15			
気体排出口の規制基準	排出口の実高さが 15 m以上の場合: 悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号で 算出した臭気排出強度による			
	排出口の実高さが 15 m未満の場合: 悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第2号で 算出した臭気指数による			
排出水の規制基準	臭気指数 31			

表 4-4 悪臭規制基準

5 耐震基準に関する要求

運営権者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)」及び「神奈川県の 耐震建築物計画指針」等に準拠し、改築等と併せ耐震性能を確保すること。

6 運営に当たり取得したデータの取り扱いに関する要求

運営権者は、本事業を行うに当たり取得したデータは市の保有財産とする。また、取得したデータを加工し、本事業の運営に当たり形成した情報(取得データを加工し有用化したもの)についても、市の保有財産とする。

運営権者は、当該データ及び情報が市の保有資産であることに留意し、毀損がないように可能な限り電子化を図るとともに、重要性に鑑みバックアップデータをとる等の対策を講じること。

また、本事業終了時には、電子化されたデータ及び情報について、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを市又は市の指定したものに提出すること。なお、取得データを加工し作成した情報については、知的財産権に当たる特殊計算やアルゴリズムの適用がない限り、加工(計算)手法並びにデータの因果関係が認識可能となるテーブル定義書若しくはエンティティモデル図等を添付すること。

7 事業終了時に求める施設状況に関する要求

運営権者は、修繕計画報告書及び改築工事計画報告書並びに保守点検計画報告書等をも とに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を市に提出すること。 各施設は、表 4-5に示す健全度等を有すること。

なお、事業終了時以降に生じた瑕疵については、実施契約書の定めによるものとする。

表 4-5 事業終了時に求める施設状況

公 · ○ 手木形] 利に水の 0 施設 内が				
施設	施設状況			
【機械・電気、土木】 処理場、ポンプ場、管路施設(マンホールポンプ)	健全度 2.0 以下ではないこと。			
【建築】 処理場、ポンプ場	健全度 2.0 以下ではないこと。			
【土木】 管路施設(幹線管きょ、枝線管きょ)	緊急度 I 以下ではないこと。 流下能力に支障がないこと。			
【土木】 管路施設(マンホール (マンホール蓋を含む)、公 共汚水ます、取付管)	流下能力及びマンホール蓋の機能に支障がないこと。 終了時における特段の調査は不要とする。			

第5 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に係る企画・調整・実施に関 する要求

1 改築全般に関する要求

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、処理場・ポンプ場及び管路施設の改築を行うこと。

(1)基本的事項

ア目的

対象施設の改築に当たっては、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創 意工夫を十分に活かすことにより、最適な時期及び改築方法によりライフサイク ルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び長期的に有効な省エネルギー技術の 導入による持続可能な公共下水道事業の実現を目的とする。

イ 実施内容

運営権者は、対象施設の改築に当たり、安全性を担保した上で、当該目的を達成するに当たり必要となる事項を精査し、自ら本事業の改築に当たり実施すべき事項を定めるものとする。ただし、以下の事項については、改築を実施するに当たっての基本的事項であり、実施に当たり必ず含まれるものとする。

- (ア) 改築設計の実施
- (イ) 改築工事の実施
- (ウ) 工事監督業務

ウ 実施体制

運営権者は、募集要項に記載されている事項はもとより、以下の事項については特に留意し、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

(ア) 設計成果物作成

計画策定や設計成果物作成に関しては、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM(下水道)の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築士法に基づく資格を有する者に行わせること。

(イ) 工事

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、各担当業務に関し、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事又は電気工事につき 特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ) 工事監督業務

工事監督業務に関しては、運営権者、又は代表企業、構成企業及び協力企業と雇用関係にあり、下水道法施行令第15条の資格を有する者を工事監督員とし配置すること。なお、工事監督員は、当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にない者を配置すること。

(エ) 市検査への対応

市が行う検査に、工事監督員は立ち会うこと。

エ 設計、工事に関する提出書類

- 設計図書
- 積算図書
- 年度業務計画書
- 年度工事計画書
- 完了報告書
- · 工事完成図書

(工事完成図、施工管理記録、工事写真、その他市の指示する書類)

オ 改築の実施

運営権者は、第3の1 (1) の要求に基づき見直しが図られた改築計画をもとに、改築を実施すること。

ただし、マンホール蓋については、調査により機能不足が把握できているもの について計画的に更新更新工事を行う。

また、管路施設のうち、管きょの改築については、原則、表 5-1に示す工法によることとし、「下水道維持管理指針」に示す緊急度の判定基準等を参考とし、長寿命化を図ること。

21 - H = 0.00 BM. 1.10 M				
対象	工法			
φ150 以上の管きょ	更生工法もしくは布設替え工法 (更生工法後の改築は原則布設替えとする)			
φ100 以下の管きょ	布設替え工法			

表 5-1 管きょ施設に対し用いる改築工法

カ 対象設備の性能

流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を 踏まえ、各設備の必要台数・必要能力を設定すること。また、設備の構造、材質、 規格は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び 維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。

キ 新技術の活用

運営権者は、対象設備の設計又は選定を行うに当たり、「下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)」を原則準拠するとともに、より事業規模及び目的に則した民間企業のノウハウを活かした新技術等を積極に活用することにより、コストの削減及び効率化を図ること。なお、新技術等の採用に当たっては、以下

に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術とともに、運営権者自 らが費用対効果を検討し、本事業を実施するに当たり適切であると認める新技術 の積極導入を図ること。ただし、以下に登録されているもの以外の技術を採用す るに当たっては、導入の適否を判断するための客観的なエビデンスを有する研究 結果等により安全性が担保された技術を採用すること。

- · B D A S H (国土交通省)
- ·新技術 I 類(日本下水道事業団)
- ·日本下水道新技術機構審查証明技術(日本下水道新技術機構)
- ·NETIS (国土交通省)

ク 耐震基準の遵守

耐震性能につき「下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)」及び「神 奈川県の耐震建築物計画指針」等に準拠し耐震性能を確保すること。

2 改築費用に関する基本的事項

市は、本事業における改築に係る費用について、年度改築実施覚書の第1条に定める金額を運営権者に対し、事業年度ごとに一時に支払うこととする。

ただし、市の要望又は運営権者による技術提案等に対応するため、設計変更に基づく契 約金額の変更を可能とする。

設計変更に伴う変更契約金額の算定に当たっては、運営権者並びに工事を請負う企業との間で総価契約単価合意方式を用い、契約変更に伴う価格変更について公平かつ適正なものとすること。また、契約後の運営権者による技術提案等を広く求めることを目的とし、契約後VE方式の適用を可能とする。

総価契約単価合意方式及び契約後VE方式の適用に当たっては、運営権者自らが総価契約単価合意方式実施要領(国土交通省)等の公示情報をもとに、国交付金の適用に則した 運用を図ること。

なお、本事業への総価契約単価合意方式及び契約後VE方式の適用に当たっては、以下の事項に留意のうえ実施すること。

(1)総価契約単価合意方式

運営権者は、総価契約単価合意方式を実施するに当たり、施工実施企業との請負契約締結後、当該企業の意向を踏まえ、単価合意方式(単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式)の手続きを進めること。なお、単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式の選択に依らず、運営権者は、単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可ししないこと。

【単価個別合意方式】

ア 工事代金内訳書の作成

・ 運営権者は、請負契約締結後、工事代金内訳書を施工実施企業に提出させ、 当該工事代金の内訳についての妥当性を確認する。

イ 運営権者・請負業者間単価協議

- ・運営権者は、工事代金内訳書、施工実施企業と単価について協議を行い、 当該単価についての市の確認を得る。
- ・当該単価の設定に当たっては、各個別単価について官積算単価以下である ことを前提とするが、やむを得ない理由により官積算単価を超過する場合 においては、当該設定単価についての理由書を付し市の確認を得る。
- ・運営権者は、市の確認時に当該設定単価の理由について不備の指摘等があった場合、再度、施工実施企業と協議を図り、理由又は設定単価について 見直しを図る。

運営権者は、協議の結果、個別単価合意方式による単価合意に至ることが困難であると認められた場合、予め施工実施企業に通知のうえ、包括的単価個別合意方式に切り替える。

ウ 工事単価合意書の作成

・運営権者は、市の確認を得た単価に基づき単価合意書を作成し、当該工事 実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出し、単価の公表を前提とする。

エ 設計変更に伴う契約額の変更

- ・運営権者は、市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変 更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価 に基づき算出し、市に提出する。
- ・市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。

【包括的単価個別合意方式】

ア 工事代金内訳書の作成

・ 運営権者は、請負契約締結後、工事代金内訳書を施工実施企業に提出させ、 当該工事代金の内訳についての妥当性を確認する。

イ 工事単価合意書の作成

・運営権者は、詳細設計に基づく積算価格と提案時価格を当該年度の請負金額比率(=当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格)とし、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とした単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出し、単価の公表を前提とする。

ウ 設計変更に伴う工事金額の変更

・運営権者は、市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変 更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価 に基づき算出し、市に提出する。 ・市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。

(2)契約後VE方式

運営権者は、施工段階における現場に則したコスト縮減が可能となる技術提案の発意が当該工事実施企業からあった場合、以下の手続きを進めること。なお、運営権者は、契約後VE方式を適用するに当たり、予め契約後VE方式に関する実施要綱を定め、市の確認を得たうえで、これに基づき契約後VE方式の適用を図ること。

- ア VE提案の妥当性の確認
 - ・運営権者は、当該提案がVE提案として妥当であるかを確認する。
- イ VE提案に基づく設計変更
 - ・運営権者は、当該工事実施企業の提案に基づき、当該工事の合意単価を前提としたうえで、変更設計書及び VE 管理費を踏まえた変更金額を当該工事実施企業に提出させ、適正を確認したうえで市に提出する。
- ウ VE提案に基づく工事金額の変更
 - ・市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。

3 改築工事に関する要求

運営権者は、改築工事に当たり以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

(1) 工事計画書の作成、市への提出

ア 長期工事計画書

長期改築実施覚書に基づき、事業期間内の設計及び工事の概要、各工事の工程 案(年度単位の予定)をまとめた、中期工事計画書を作成すること。

中期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

(ア)対象範囲

長期改築実施覚書で示された範囲を対象とする

(イ) 概要

工事発注ロットを定め、概要をまとめること。

(ウ) 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。

イ 中期工事計画書

中期改築実施覚書に基づき、改築計画期間内の設計及び工事の概要、各工事の 工程案(半期単位の予定)をまとめた、中期工事計画書を作成すること。

中期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

(ア)対象範囲

中期改築実施覚書で示された範囲を対象とする

(イ) 概要

工事発注ロットを定め、概要をまとめること。

(ウ) 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。

ウ 年度工事計画書

年度改築実施覚書に基づき、単年度の設計及び工事に関する方針、概要、各工 事の工程案(月単位の予定)をまとめた年度工事計画書を作成すること。

年度工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

(ア)対象範囲

年度改築実施覚書で示された範囲を対象とする

(イ) 方針・概要

工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。

(ウ) 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。

(2) 詳細調査の実施

運営権者は、事業期間を通じ表 5-2に掲げる管路施設に対し詳細調査を行い、改築 工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。なお、実施数量の内訳については、別 紙4に記載の内容を想定している。

	種別	工種例	全体実施数量 (20 年間)	備考	
詳糸	珊調査(人孔)	人孔内目視調査	約 160 基		
詳細調査	広角カメラ	約 3 km			
	圧送管調査	_	調査対象外		

表 5-2 調査対象(想定)

(3)設計に関する事項

設計を行うに当たり以下に掲げる事項を満たすこと。

ア 設計に関する一般的事項

本要求水準書、中期工事計画書を基に、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。

イ 技術提案及び契約金額の遵守

運営権者は、本事業を行うに当たり提示した技術提案及び実施契約書に定める 改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。

ウ 設計に関する許認可等

工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、市及び

[※]点検調査、維持管理については、別途、表 3-2及び表 7-1に記載があるので、個々の 業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、 市が関係機関への申請、報告又は届出等を作成するに当たり必要となる基礎資料 を提供すること。

エ 関係法令の遵守

別紙2に定める関係法令を遵守した設計を行うこと。

オ 安全性の確保

- (ア)対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重(自重、動荷重)を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。
- (イ) 災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- (ウ) 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- (エ) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

(4) 積算に関する事項

以下に定める「官積算(詳細設計積算)」及び「請負代金内訳書」の両積算図書を作成 すること。

ア 官積算(詳細設計積算)

- ・土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、予定する請負 契約毎に積算を行うこと。
- 下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる 見積書等を添付すること。
- ・積算に当たり非公表となる単価・歩掛の使用する必要が生じた場合については、 仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出する こと。

イ 請負代金内訳書

- ・総価契約単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、下水道用設計標準歩掛表 に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、請負代金内訳書に明細書及び 代価表並びにその他積算を行うに当たっての根拠資料を添付し提出すること。
- ・上記「官積算(詳細設計積算)」と比較し、数量又は単価が大きくなる場合は、 提要欄に理由を記載するとともに、必要に応じ詳細を記した理由書を添付する こと。

なお、実施契約書に示す、運営権者が契約時点で知りえることができなかった、現場 条件の変更等に起因する理由と著しい物価変動等による理由を除き、改築に係る費用の 増額は認めないものとする。

(5) 設計に関する提出書類

設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し、市の実施確認を得ること。なお、 様式については任意とする。

- ア 各種調査書、検討書、計算書
- イ 設計図
- ウ 電子データ
- エ その他市が指示する図書

(6)工事業務

工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

ア 工事に関する一般的事項

(ア) 責任施工

施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。

(イ) 工事に伴う許認可

工事に当たって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担に おいて行うこと (許可申請手数料を含む)。また、市が関係機関への申請、報告 又は届出等を必要とする場合は、書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるように協力すること。

(ウ) 施工計画書の提出

現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理 等についての施工計画書を作成し市に確認すること。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。

市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。

- a 工事概要
- b 実施体制
- c 緊急時の体制及び対応
- d その他市が指示する事項

(工) 施工管理

- a 施工計画書に示される施工方法で施工し、施工管理(品質・出来形管理) を行うこと。
- b 完成時に不可視部分や、履行状況の施行状況が確認できるように写真を 撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。
- c 工事の進捗状況を管理、記録し、市の請求があった場合は直ちに提示す

ること。工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。

(才) 安全管理

- a 工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令 に基づく措置を常に講じておくこと。
- b 関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。
- c 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置が必要な場合は、同条第2項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。
- d 既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機 関に連絡し応急措置をとり、補修すること。

(カ) 緊急時の体制及び対応

- a 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に 災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、臨時的 な地震情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるもの とし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。
- b 上記保全措置について、(ウ) c に記載すること。
- c 災害発生時において、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させる。災害発生以降は、汚水溢水や道路陥没といった現場状況等の 把握につとめ応急処置を講じるとともに、市、及び必要に応じて関係機 関へ連絡すること。
- d 災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。

(キ) 施設情報の更新

工事情報、設備情報等の内容に関して、市が所有する施設情報をもとに新たな情報を適宜追加し管理する。

イ 試運転及び性能試験

(ア) 試運転

本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認するとともに、総合的な運転調整を図るため、試運転を行うこと。試運転の実施に当たっては、当該実施に関する要領を記載した試運転計画書を作成すること。また、市が、試運転に立会うことを求めた場合は、これに応じること。

(イ) 性能試験

本施設が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するため性能試験を行うこと。また、市が、性能試験に立会うことを求めた場合は、これに応じること。

ウ 市の実施確認による検査

運営権者、及び当該委託等を受けた者の間で予め完成検査を行ったうえで、市の実施確認による検査を受けること。実施確認に当たっては、1 (1) エに定める工事完成図書を2部作成し、そのうちの1部を市に提出のうえ受検し、当該資料について運営権者が保管すること。

4 その他

運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築に当たり、以下に掲げる事項を考慮し、 適切な対応を行うこと。

(1) 既存施設の解体撤去に関する事項

- ア 運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票 (マニフェスト)又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていること を確認すること。
- イ 運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- ウ 撤去品のうち有価物については、設計書(工事費内訳書)においてスクラップ 控除として計上し運営権者の責任により処理すること。

(2) 国交付金交付要綱に関する事項

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に 適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費 算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(3) 会計実地検査等に関する事項

必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

(4) 工事実績データに関する事項

工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報システム (CORINS) に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、登録機関に登録すること。また、運営権者は監理技術者などの選任が求められる者の登録重複が無いことを確認し、市が登録状況の適正について確認を求めたときには、適宜回答すること。

第6 処理場・ポンプ場の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求

1 維持管理全般に関する要求

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、処理場・ポンプ場の維持管理に努めること。

(1)基本的事項

ア目的

運営権者が創意工夫を十分に発揮し、下水道機能の維持向上を図るとともに、 長期的に有効な省エネルギー技術の運用等により、持続可能な下水処理を実現す ることを目的とする。

イ 予防保全資産の健全度把握のための取り組み

(ア) 事業開始時

処理場・ポンプ場の予防保全資産の健全度評価方法について、別紙3に基づいて長期維持管理計画書を作成し、実施契約締結後本事業開始予定日の30日前までに市の確認を受けること。

(イ) 本事業期間中

対象施設の維持管理等により得た情報を用いて、予防保全資産を対象として、 別紙3に基づく健全度評価を5年に1回以上実施し、健全度評価結果を見直す こと。さらに、これらの情報及び結果を電子データで整理及び保存すること。

また、処理場・ポンプ場の改築を実施した場合は、予防保全、事後保全資産 について、速やかに健全度評価結果を見直し、その結果を電子データとして整 理及び保存すること。

なお、運営権者が別途、管理用システムを用意し管理することを妨げないが、 契約終了時においては、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイ ル形式にて、当該データを市又は市の指定した者に提出すること。

ウ 維持管理体制

(ア)維持管理体制の構築

以下に掲げる事項を踏まえて、安全性、信頼性を確保できる体制を構築する こと。

- ・処理場、ポンプ場は、24時間監視すること。
- ・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収を行う こと。計器目視確認等については、遠隔監視制御の導入により、代替と することについて妨げるものではない。
- ポンプ場については、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。
- ・豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、または恐れがある 場合には緊急対応ができる体制

(イ) 従事職員が有するべき資格

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、運営権者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(2)業務内容

処理場・ポンプ場における維持管理業務は以下とすること。

ア 維持管理

- ・水質管理(水処理施設の運転操作及び監視等)
- ・汚泥管理(汚泥処理施設の運転操作及び監視等、汚泥の適正処理)
- ・保守点検(機器の異常有無の確認、日常点検、消耗品等の管理)
- ・エネルギー管理(エネルギー使用箇所や使用量の確認及び記録、燃料調達等)
- ・リスク管理(施設の運転操作及び監視等のリスク対応等)
- ・安全衛生管理(作業環境の保全等)
- ・点検・調査(改築時期及び範囲を特定する情報の収集)
- ・修繕(標準耐用年数未満の設備の一部取換え)
- イ 修景護岸部分の見回り・点検
- ウ その他

(3) 放流水質基準

ア 放流水質基準

東部浄化センターの放流水質基準は、表 4-1に示すとおりとする。 東部浄化センターの放流水について、要求水準を遵守すること。

イ 放流水質検査

運営権者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査 を行うこと。

- ・放流水質が法定基準を満たしているかを判定するため、別紙6の1(1)に 示す法定試験を行うこと。
- ・法定点検とは別に一日一回、日常試験を実施し、放流水質が表 4-1 に示す要求水準を満たしていることを確認すること。
- ・常時監視装置(自動水質計測器)をもとに、放流水質の時間変動を把握し、 費用対効果を考慮の上、可能な限り時間変動を抑制する運転管理に努める こと。

(4)維持管理上の留意事項

処理場・ポンプ場の維持管理に当たり以下の事項に留意のうえ、維持管理を実施する こと。

ア 産業廃棄物等

- ・下水道施設から発生する廃棄物に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律に準拠した適切な処理の実施
- ・汚泥等の産業廃棄物、沈砂及びし渣等の外部搬出における、周辺環境への 配慮、適切な時間帯の利用、廃棄物の飛散・流出の防止と臭気対策の実施

イ 施設環境の保全

- ・外構、建屋諸室及び管廊等の清掃、対象施設の衛生の維持
- ・各施設の除草、植栽管理、修繕等の実施による美観の維持

ウ 周辺環境の保全

- ・事業期間中の適切に設備点検を実施し環境保全に関する法令を遵守
- ・大気測定及び臭気測定の実施、周辺環境の保全状況確認(採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙6を参考のうえ、施設の状況を考慮し適切に設定)
- ・大地震に対応するため、修景護岸部を含む処理場敷地内の点検の実施と異常の有無確認
- ・異常発生時の速やかな対応(緊急・恒久対策)と原因特定
- ・安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定 的に維持管理業務を遂行
- ・関係法令に基づき、環境測定を実施(採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙 6を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定)
- ・異常発生時の原因特定と速やかな改善

2 維持管理計画書に関する事項

運営権者は、処理場・ポンプ場の維持管理において、以下を取りまとめ提出すること。

(1)長期維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ20年間の維持管理計画書を市と協議の上作成。

- 水質管理計画
- 汚泥管理計画
- 保守点検計画
- ・エネルギー管理計画
- リスク対応計画
- 安全衛生管理方針
- · 点検 · 調査計画
- 修繕計画

(2)中期維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ5年間の維持管理計画書を市と協議の上作成。

- 水質管理計画
- 汚泥管理計画
- 保守点検計画
- エネルギー管理計画
- ・リスク対応計画
- •安全衛生管理方針
- · 点検 · 調査計画
- 修繕計画

(3) 年度維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ当該年に係る年度維持管理計画書を作成。

- ・水質管理計画を踏まえた年度計画
- ・ 汚泥管理計画を踏まえた年度計画
- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- その他当該年における実施予定業務に関する年度計画

(4) 月間維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ当該月に係る月間維持管理計画書を作成。

- ・水質管理計画を踏まえた月間計画
- ・ 汚泥管理計画を踏まえた月間計画
- その他当該月における実施予定業務に関する月間計画

3 維持管理報告書の概要

運営権者は、各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を 取りまとめ、市に提出すること。

各維持管理報告書の提出期限は、以下のとおりとする。

- ・各年度報告書については、各計画期間終了時点から30日以内とする。
- ・各月間報告書については、月末から15日以内とする。ただし、水質管理報告書については月末から30日以内とする。
- ・年度維持管理報告書の概要等を表 6-1に示す。表 6-1の報告書名に記載のない 計画書については、各計画期間終了時点から30日以内とする。

また、維持管理において故障又は事故等が発生した場合、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに市に提出すること。

表 6-1 維持管理報告書の概要

報告書名	報告事項	対象施設	提出形態
保守点検報告書	保守点検計画保守点検実績	東部浄化センター 金田中継センター ※マンホールポンプ	年度報告書
	故障・修繕、不具合箇所一覧	も同様	
水質管理報告書	水質管理計画	 東部浄化センター	年度報告書 月間報告書
	水質管理実績	金田中継センター	
	要求水準の達成状況		
汚泥管理報告書	汚泥管理計画		年度報告書 月間報告書
	汚泥処理実績		
	汚泥搬出計画	東部浄化センター	
	汚泥搬出実績		
	要求水準の達成状況		

4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項

運営権者は、処理場・ポンプ場の運転管理において、下記の事項を実施すること。

(1)維持管理計画の策定・実行

- ア 処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質を維持するとともに、適切 に汚泥を処理し、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等への寄与。
- イ 下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、これらの記録・ 蓄積された水質管理情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理の実施。

(2)維持管理計画における水質管理に関する事項の記述

ア 水質管理計画

(ア) 水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき運営権者自 らが安定的運用を図るため、運転操作上の指針とする水質管理目標値の設定。

(イ) 水質試験

以下の a から c までに掲げる水質試験について、a の法定試験は、別紙6に 定めるとおり試験を実施し、施設の状況を考慮し記録は5年間保存すること。

b と c の水質試験については、表 4-1に示す要求水準を満たすよう運営権者自らが試験項目及び頻度を定め、試験を実施すること。

- a 法定試験(放流水)
- b 施設管理のための水質試験
- c 水質監視のための水質試験(流入水及び放流先)

(ウ) 運転操作方法

- ・水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互 関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定。
- ・水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施 設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定。
- 各施設について以下を考慮した運転操作方法を設定。
- ・各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方 法の設定。
- ・水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定。

イ 水質管理の実施

処理場・ポンプ場の水処理フローを習熟のうえ、個々の施設の能力を踏まえた 操作の実施。

ウ 評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施。

エ 水質管理記録の情報提供

水質管理により蓄積されたデータ及び知見は、施設等の増築・改築時の的確な 計画・設計に必要であるため、積極的な活用を図ること。

オ 悪質排水の流入の対応

悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じるものとする。 ただし、悪質排水の流入等の結果、本要求水準書第4の1を満たさなくとも運 営権者は責を負わないものとする。

- 放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかな市への報告。
- ・放流水質基準の未達成、又はその恐れが生じた場合における、市と対応についての協議をしたうえで、緊急改善措置を実施。
- ・放流水質の異常における正常値への復旧達成に向けた、改善措置の実施と、その効果及び改善状況の市への報告。

カ 放流水質基準を満たさない場合等の対応

水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- 市への報告と、その原因の究明。
- ・原因が悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担による改善措置の実施。
- ・放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告。

また、第4の1に規定する基準が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置 を講じること。

- ・市への速やかな報告と、緊急改善措置の実施。
- ・悪質排水の流入時等を除いた、運営権者の負担を前提とする予防・改善措置と 効果確認の確認。
- 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況の市への報告。
- ・改善措置の効果の確認と計量証明書の提出と、費用の負担。

(3)維持管理計画における汚泥処理に関する事項の記述

処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、以下に掲げる事項を考慮し、適切に汚泥の処理を行うこと。

汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を実施すること。

ア 汚泥管理計画

(ア) 汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準及び株式会社三浦地域資源ユーズへの搬出条件等を満足する基準を運営権者自ら設定し、遵守すること。

(イ) 汚泥試験

別紙6に定めるとおり試験を実施すること。

(ウ) 運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験結果の相互関係を把握し、各施設・設備の適切な運転条件、操作手法及び監視頻度を設定すること。

運転操作方法の設定においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水の高効率化、省 エネルギー化に努めること。

イ 汚泥管理の実施

処理場・ポンプ場の汚泥処理フローを熟知し、汚泥管理目標を達成するために 各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと。

ウ 評価と見直し

汚泥管理計画は、汚泥試験結果等を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直し を行うこと。

エ 汚泥管理記録の活用

汚泥管理により蓄積されたデータ及び知見は、施設等の改築時の的確な計画・ 設計に必要であるため、積極的な活用を図ること。

(4) エネルギー管理に関する事項の記述

以下の事項について留意のうえ、省エネルギー化の実現と地球温暖化防止対策を推進すること。

ア エネルギー管理計画

現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定すること。管理計画の策定に当たっては、放流水質基準への影響評価など、水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を図り、次の事項を踏まえ作成すること。

(ア) エネルギー管理目標の設定

運転操作の工夫等によって実現できるエネルギー管理目標の策定。

(イ) エネルギー削減方法及び運転操作方法

目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法の検討。

イ エネルギー管理の実施

処理場・ポンプ場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと。

ウ 評価と見直し

エネルギー管理計画は、エネルギー管理記録等を踏まえ評価し、必要に応じて 見直しを図ること。

(5) リスク管理に関する事項の記述

ア リスク対応計画の内容

地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を示すこと。なお、本対応計画を作成するに当たっては、以下に掲げる 2 次災害についても言及し作成すること。

- 停電・施設故障による機能低下・停止
- ・燃料貯留槽の破損
- 薬品等の散逸、流出
- ・脱水設備等からの有害物質の排出
- ・有害物質の流入による活性汚泥等の死滅
- 異常流入
- その他想定されるリスク

イ 評価と見直し

リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(6)安全衛生管理

現状の安全管理手法等を把握の上、安全管理方針を策定の上、運転管理業務を実施する こと。

5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項

運営権者は、処理場・ポンプ場の保全管理に当たり、下記に掲げる事項を実施すること。

(1)保守点検計画に関する事項

現状の保守点検状況や測定機器等を把握の上、保守点検計画を策定すること。保守点検計画の策定に当たっては、放流水質基準への影響評価、中期・年度改築実施覚書等との調整を図り、次の事項を踏まえ作成すること。

点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守対応を行うこと。処理場等施設・設備にあっては、機能維持のために目視や測定装置の使用等により異常の有無を確認すること。

ア 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換 及び清掃並びに異常が発見された場合における調整・修理・取替等の実施を行う とともに、以下の対応を図ること。

(ア)保守点検計画

対象施設、保守点検項目、保守点検方法及び判定基準、保守点検周期等の具体的実施事項についての計画。

(イ)評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

(ウ)調査記録の情報提供

保守点検により蓄積されたデータ及び知見は、調査の精度向上を図るために 必要であるため、積極的に活用すること。

イ 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録。

ウ 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方 法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録。

工 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を実施。

(2) 点検・調査に関する事項

改築時期及び範囲を特定するため以下を踏まえ情報を収集すること。

調査実施に当たっては、目視・聴覚等による定性的な把握や、調査対象の特性に応じた測定機器等を用いて劣化の状態を確認し、記録すること。調査に当たっては、別紙7を参考に行うこととし、調査結果の妥当性について客観的な判断が出来るように努めること。

ア 調査計画

以下の項目を包含する調査計画を作成すること。

- 各設備の管理方法
- 対象施設
- 実施時期
- •調査単位
- •調査方法
- 概算費用

イ 評価と見直し

調査の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

ウ 調査記録の情報提供

調査により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見について積極的に改築担当に情報提供を図ること。

(3)修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、以下の事項を踏まえ、修繕を実施すること。

ア 修繕計画

以下の事項に留意して、修繕計画を策定すること。

(ア) 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、修繕内容、判定基準を記載。

(イ) 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体 的な対応策を記載。

(ウ)評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

イ 予防保全的修繕

老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全設備については、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。

老朽化の進捗を把握することが困難な設備については、時間計画保全を原則と

する。状態監視保全、及び時間計画保全の設備については、別紙8で示す。

ウ事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を 講じ、すみやかに修繕を実施すること。

(4) 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達に当たっては、適切な品質及び規格のものとすること。

- ・運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその 他雑用類

(5) 外構(植栽を含む)の維持管理に関する事項

現状の外構(植栽を含む)について美観を保つこと。

(6) 緊急時及び災害対応等業務

常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制及びその基準について定めること。参集基準については三浦市地域防災計画に準拠すること。

6 その他

(1) 電気工作物に関する事項

電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、 更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主 任技術者(以下「主任技術者」という。)を選任するとともに、必要に応じて作業責任 者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及 び主任技術者の届出は、運営権者が設置者として監督官庁へ行うこと。

(2) 施設情報管理に関する事項

運転管理、保守点検で発生した情報(異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報)を市が提供する「ストック台帳(処理場・ポンプ場)」を利用し管理すること。

なお、運営権者が別途、管理用システムを用意し管理することを妨げないが、契約終 了時においては、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当 該データを市又は市の指定した者に提出すること。

第7 管路施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求

1 維持管理全般に関する要求

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理に努めること。

(1)基本的事項

ア目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、事業期間を通じて道路陥没や溢水等が発生しないような維持管理を実現すること。当該事象が発生した場合には、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

イ 維持管理体制

(ア)維持管理体制の構築

管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・住民からの対応要求に対しては、即日に一時対応を行い、解決を試みる こと。対応困難な案件が生じた場合は、市に速やかに報告し解決を図る こと。
- ・豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、または生じる 恐れがある場合に緊急対応できる体制を構築すること。
- ・維持管理において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞ れ必要な有資格者が担当すること。

(イ) 従事職員が有するべき資格

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、運営権者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(2)業務内容

管路施設における維持管理業務は以下とすること。

ア 維持管理

- ・保守点検(巡視による日常点検、目視等により異常の有無の記録)
- ・点検・調査(改築時期及び範囲を特定する情報の収集)
- ・エネルギー管理 (エネルギー使用箇所や使用量の確認及び記録)
- ・リスク管理(施設の運転操作及び監視等のリスク対応等)
- ・修繕(標準耐用年数未満の設備の一部取換え)
- ・緊急時及び災害時対応(連絡体制、出動態勢等)
- 安全管理(作業環境の保全等)

イ 住民対応業務

• 住民対応

ウ その他

2 維持管理計画書に関する事項

維持管理計画書として、以下を作成すること。

(1)長期維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ20年間の各種管理計画書の作成。

- •保守点検計画
- エネルギー管理計画
- リスク対応計画
- •安全衛生管理方針
- · 点検 · 調査計画
- 修繕計画

(2)中期維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ5年間の各種管理計画書の作成。

- 保守点検計画
- ・エネルギー管理計画
- リスク対応計画
- 安全衛生管理方針
- · 点検 · 調査計画
- 修繕計画

(3) 年度維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理計画書の作成。

- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- その他当該年における実施予定業務に関する年間計画

(4) 月間維持管理計画書

下記の事項を盛り込んだ当該年に係る維持管理計画書の作成。

- ・保守点検理計画を踏まえた月間計画
- ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画

3 管路施設の維持管理に関する事項

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理を行うこと。

(1)保守点検

全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部(道路面、人孔蓋及びその周辺)を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。

(2) 点検・調査に関する事項

点検・調査の実施に当たっては、「下水道維持管理指針(日本下水道協会)」又はその他エビデンスを有する研究結果等に基づき、老朽化の判定基準を設定のうえ実施すること。

ア 点検・調査項目

(ア) 点検

人孔の蓋を開けて地上部より確認できる範囲で蓋の受枠や、調整コンクリート、人孔躯体内部、管口部等を確認し、対策の緊急性を検討すること。

(イ) スクリーニング

スクリーニング調査として、 ϕ 150 mm以上の管きょのストック現状把握を行うこと。実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。

(ウ) 詳細調査

管径 ϕ 700 mmまでの管きょは広角カメラ、 ϕ 800 mm以上の管きょは 通常の直側式カメラを使用すること。実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。

腐食環境下での点検により異常を確認した場合には、調査を実施すること。

(エ) 取付管調査

本管のスクリーニング、詳細調査時点と合わせて実施するなど、調査の 効率性を鑑み実施すること。

イ 実施箇所等(想定)

全体実施数量は、表 7-1のとおりとし、実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。

ウ 留意事項

- ・ 道路使用許可条件を遵守して行うこと。
- 調査に用いる機械は点検を行い、適正な整備を行うこと。
- ・作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳として運営権者が作成・保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。

表 7-1 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	全体実施数量 (20 年間)	備考
巡視	_	約 300 km	
伏越し清掃	_	約 8 箇所	5年に1回
マンホールポンプ 巡視点検		各箇所毎月点検	
マンホールポンプ 機器点検	_	各箇所年2回点検	

[※]点検調査、改築に必要となる設計については、別途、表 3-2及び表 5-2に記載があるので、 個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

(3) エネルギー管理に関する事項

以下の事項について留意のうえ、省エネルギー化の実現と地球温暖化防止対策を推進すること。

ア エネルギー管理計画

現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定すること。管理計画の策定に当たっては、目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法について検討すること。

イ エネルギー管理の実施

マンホールポンプを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと。

ウ 評価と見直し

エネルギー管理計画は、エネルギー管理記録等を踏まえ評価し、必要に応じて 見直しを図ること。

(4) リスク管理に関する事項

ア リスク対応計画の内容

地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を示すこと。なお、本対応計画を作成するに当たっては、以下に掲げる 2 次災害についても言及し作成すること。

- ・停電・施設故障によるマンホールポンプの機能停止
- ・下宮田3号ポンプ室の燃料貯留槽の破損
- 有害物質の流入による管路の破損
- 異常流入
- その他想定されるリスク

イ 評価と見直し

リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必

要に応じて計画の見直しを実施すること。

(5)修繕に関する事項

管路施設の機能に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に 防止するため、以下の事項を踏まえ、修繕を実施すること。

ア 修繕計画

以下に事項に留意し、修繕計画を策定すること。

(ア) 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、修繕内容、判定基準を記載。

(イ) 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する 具体的な対応策を記載。

(ウ) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを実施。

イ 予防保全的修繕

老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全設備については、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。 老朽化の進捗を把握することが困難な設備については、時間計画保全を原則とする。「腐食環境下」「ヒューム管」「塩ビ管」にあっては、劣化・損傷を把握する頻度について留意すること。

ウ事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を 講じ、すみやかに修繕を実施すること。

(6) 緊急時及び災害対応等業務

常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制及びその基準について定めること。参集基準については三浦市地域防災計画に準拠すること。

(7) 安全管理

ア 一般事項

以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。

- (ア) 公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止
- (イ)作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業 を中止できる体制の構築
- (ウ) 安全管理については、年度維持管理計画書に明示し、運営権者自らの責任

で実施すること。

(エ) 労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。

イ 安全衛生管理方針

現状の安全管理手法等を把握の上、安全管理方針を策定の上、下記の安全管理 業務を実施すること。

(ア) 安全教育

以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。

- a 業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、 作業員の安全意識の向上を図ること。
- b 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月30日労働省令第42号)で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。

(イ) 労働災害防止

下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。

- a 現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時 点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- b マンホール、管きょなどに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- c 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施すること。
- d 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

ウ 公衆災害防止

下記を盛り込んだ公衆災害防止策を実施すること。

- (ア)作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、 流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施すること。
- (イ)作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保すること。
- (ウ)作業区域内に交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに 整理を行うこと。
- (エ) 路上で作業を行う場合、所轄の警察署で道路使用許可申請を行い、許可条件を遵守すること。

作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、 関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

4 住民対応業務に関する事項

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、 紛争等が生じないように努めること。

地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに本市に報告すること。

5 その他

(1) 施設情報管理に関する事項

維持管理、保全管理で発生した情報(異常情報・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報)を市が提供する「下水道台帳及び管きよ調書、ストック台帳」を利用し管理すること。なお、運営権者が別途、管理用システムを用意し、管理することを妨げないが、契約終了時においては、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを市又は市の指定した者に提出すること。

(2) 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる下記の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達に当たっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとすること。

- •維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他維持管理に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及び その他雑用類

第8 管路施設の増築に関する要求

1 管路施設の増築に関する要求水準

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の増築を行うこと。

(1) 事業範囲

管路施設の増築にあっては、既存枝線への取付管設置、公道内の延伸及び私道内の延伸などを想定している。これらは、住民等からの要望を受けた市が運営権者に実施を指示することとなるため 20 年間の全体実施数量は未定であるが、年間約十数 m 程度、施工口径としては、 ϕ 50~200 mm 程度を想定している。

(2)詳細設計に関する事項

詳細設計には、下記の事項を含むこと。

- 設計成果(位置図、区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表、報告書等)
- ・地質・測量報告書の参照(もしくは周辺地質図等、過去の工事履歴、 都市計画基本図等)
- 流下方式
- ・数量計算(設計延長、マンホール数、公共ます数)
- ・関係者協議及び調整
- 積算図書
- ※工事に関する事項は、第5に示す処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に係る企画・ 調整・実施に関する要求に準ずる。

第9 契約終了時の措置

1 施設機能確認に関する事項

運営権者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ア 契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、全施設・設備を対象に、継続して運 転管理することに支障のない状態(軽度な汚損・劣化(通常の経年変化による ものを含む)を除く)であることを確認すること。
- イ 事業期間終了時において、維持管理業務の対象となる全ての施設が本要求水準 書で要求水準として規定する機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、 事業期間終了後1年以内は改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要す ることのない状態に整備すること。
- ウ 事業終了日前1か月以内に、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、 市に提出すること。
- エ 市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って市が運営権者から 所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重 機等を撤去すること。
- オ 市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、市は運営権者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託(この場合、運営権者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担)する。
- カ 市は契約終了日から1年以内に運営権者が導入した設備等に瑕疵があることを 知ったときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修繕を請求し、 又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後1年以内に請求(ただし、市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行って いない場合は除く)する。

2 引継に関する事項

運営権者は、引継時に下記の事項を実施すること。

ア 引継文書の作成

事業期間を通じて下記事項を記載した引継文書を作成すること。

- ・水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- 各電気設備、機械設備、土木建築の留意点
- ・計装設備及び制御装置の調節状況
- 運転上の特例的な操作
- ・薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- ・市からの貸与品の一覧
- その他留意事項
- イ 本事業終了日 180 日前までに引継文書の暫定版を市に提出すること。
- ウ 本事業終了日までに引継文書の最終版を市に提出すること。
- エ 事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な

技術指導を行うこと。

オ 引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点を明確に把握できるような内容とすること。

3 その他

運営権者は、その他契約終了に伴い以下を実施すること。

- ア 自らの従業員に対し次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、従 業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員 の記録を次期運営主体に送付すること。
- イ 自らが締結している契約及び維持している許認可等について次期運営主体が承継を希望する場合には、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に送付すること。
- ウ 市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- エ 市の指定する日までに、本事業に関して運営権者が有する財務及び運営、技術 に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体(市又は次期運営 主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。)で送付すること。
- オ 事業終了日に対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引 渡しすること。